第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第１１７７号
札幌市東区北17条東９丁目２番33号
破産者　剱地　　太
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
福井県鯖江市糺町17―83　コーポすずらん203、開始決定時の住所福井県丹生郡越前町横山第１号11番地
破産者　加藤　朋華（開始決定時の姓五島）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地（アーバンラフレ虹ケ丘中２号棟602号）、従前の住所名古屋市千種区園山町１丁目51番地の１（プリンスコート四谷坂106）
破産者　長岡　道雄
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５号
名古屋市天白区平針２丁目811番地　ロフティー奈良屋３階３―10号、開始決定時の住所名古屋市北区如来町126番地
破産者　藤田　慎二
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２２号
名古屋市北区中味鋺３丁目233番地　ｓｅｙａｎｔａ×味鋺３Ｅ号、開始決定時の住所名古屋市西区清里町75番地　アビタシオン２号館101号
破産者　藤田　政己
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０号
広島市安佐南区東野３丁目16番７―201号
破産者　古畑　勝子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
茨城県水戸市石川２丁目4203番地の１　アーバンライフＢ棟101号
破産者　室井　　武
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
金沢市久安６丁目52番地
破産者　山田タイルこと　山田　聖一
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１３号
静岡県富士市鮫島286番地の５
破産者　時田　浅博
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４号
京都府京丹後市大宮町周枳2088番地の１
破産者　吉富商店こと　吉岡　　帋治
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第６５１号
熊本市西区八島２丁目13番６号、開始決定時の住所熊本市西区上代７丁目１番２号
破産者　大島　勝美
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６５２号
熊本市西区八島２丁目13番６号、開始決定時の住所熊本市西区上代７丁目１番２号
破産者　大島　美鈴
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第８４号
千葉市花見川区花園２丁目７番３号　シャルム検見川107号
破産者　高橋レイ子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
千葉市花見川区花園２丁目７番３号　シャルム検見川107号
破産者　高橋　英雄
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９３号
千葉県市川市大和田４丁目14番８―704号（グランシティーユーロパレス本八幡）
破産者　柴田由起絵
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３８号
千葉市中央区生実町2458番地６
破産者　堀口　雅仁
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
千葉県市川市湊新田１丁目６番10―301号（丸英行徳コーポ）、開始決定時の住所千葉県市川市田尻３―11―21カザリアマンションＡ―206
破産者　菊地　浩平
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０３号
千葉市若葉区西都賀３丁目３番４号　グランドメゾン都賀401号
破産者　佐藤　芳美
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係